

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
〔略〕 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）		〔同上〕 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	
第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を		第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を	

「略」 第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の十六、第六十六條の十七第二項、第六十六條の十八、第六十六條の三十七、第六十六條の三十九、第六十六條の五十八、第六十六條の八十一、第八十八條の十一第一項、第三百三十九條の四第九項、第三百三十九條の六第四項、第三百三十九條の十三第二項並びに第三百三十九條の二十一第二項	別表第二（第四条関係） 金融商品取引法 第四十六條の二（第六十條の六（第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十七條、第四十八條、第六十三條の四第一項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十二第一項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の十六、第六十六條の三十七、第六十六條の五十八及び第六

「同上」 第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の十六、第六十六條の十七第二項、第六十六條の十八、第六十六條の三十七、第六十六條の三十九、第六十六條の五十八、第八十八條の十一第一項、第三百三十九條の四第九項、第三百三十九條の六第四項、第三百三十九條の十三第二項並びに第三百三十九條の二十一第二項	別表第二（第四条関係） 金融商品取引法 第四十六條の二（第六十條の六（第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十七條、第四十八條、第六十三條の四第一項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の十二第一項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の十六、第六十六條の三十七及び第六十六條の五十八

	十六条の八十一
〔略〕	

別表第三（第五条関係）

〔略〕	金融商品取引法	第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七條の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八、第六十六条の八十一並びに第八十八条の十一第一項
-----	---------	---

	〔同上〕
--	------

別表第三（第五条関係）

〔同上〕	金融商品取引法	第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七條の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八並びに第八十八条の十一第一項
------	---------	---

[略]	[同上]
備考 表中の「」の記載は注記である。	